

防火設備の定期検査報告書の解説

- **【重要】電子申請による定期報告書類の提出について**
- 定期検査報告に必要な図書の記入要領
 - 1 定期検査報告書 (第 36 号の 8 様式)
 - 2 定期検査報告概要書 (第 36 号の 9 様式)
 - 3 検査結果表 (別記第 1 号～第 4 号)
 - 4 検査結果図 (別添 1 様式)
 - 5 関係写真 (別添 2 様式)
 - 6 添付図面
 - 7 受付管理票
- 提出図書の綴り方について
- **入力支援ファイルについて**
- 防火設備の定期検査報告 関係法令 (抜粋)
- 改善完了報告書記載例

定期検査報告の様式は、京都市ホームページからダウンロードができます。京都市情報館トップページのサイト内検索に「定期報告制度 様式ダウンロード」と入力し、ダウンロードページを御覧ください。

報告書に入力した内容が概要書に反映されるエクセルシートがダウンロードできます。



定期報告制度 様式ダウンロード

サイト内検索

京都市 都市計画局
建築指導部 建築審査課



【重要】電子申請による定期報告書類の提出について

電子申請による受付を開始しています。

本市では、令和4年9月から「京都府・市町村共同電子申請システム」を利用した定期報告書の受付を開始しています。

市民、事業者等の利便性の向上及び行政事務の高度化・効率化を図るため、行政手続のオンライン化に御協力ください。

ご注意ください!!!

【主な変更点】

- ・ 令和5年報告分から、原則、電子申請による受付となります。
- ・ 電子申請の開始に伴い、副本は不要となりました。
- ・ 窓口で報告書を提出された場合、即日受付が困難な場合があります。

電子申請の概要について

【対象となる行政手続】

建築基準法第12条第1項及び第3項の規定に基づく建築物、建築設備、防火設備の定期報告

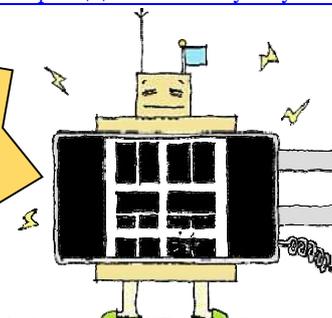
【申請の方法】

- 1 「京都府・市町村共同電子申請システム」の専用ホームページからアクセスしてください。電子メールでは受け付けしておりませんので、御注意ください。
- 2 専用の入力支援ファイルを使用して、報告書を作成してください。
- 3 専用ホームページへのアクセス、入力支援ファイル及び報告の手順の説明については、以下のホームページを御覧ください。

【定期報告の電子申請による受付について】

URL : <https://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000301596.html>

オンライン
申請で便利に
なります。



二次元コード読み取りはこちら→



第三十六号の八様式(第六条関係) (A4)

定期検査報告書
(防火設備)
(第一面)

建築基準法第12条第3項の規定により、定期検査の結果を報告します。この報告書に記載の事項は事実と相違ありません。

京都市長と記入
 特定行政庁 京都市長 様
 令和 3 年 8 月 9 日

所有者と管理者が異なる場合、報告者は管理者
 会社名から記載
 報告者氏名 株式会社 キョート管理
 代表取締役 京都 守

代表となる検査者氏名を記入
 検査者氏名 設備 一郎

【1. 所有者】
 【イ. 氏名のフリガナ】 カブシキカイシャ キョートカンリ ダイヒョウトリシマリヤク キョウトマモル
 【ロ. 氏名】 株式会社キョート管理 代表取締役 京都 守
 【ハ. 郵便番号】 600-0000
 【ニ. 住所】 京都府京都市中京区寺前町000
 【ホ. 電話番号】 075-000-0000

【2. 管理者】
 【イ. 氏名のフリガナ】
 【ロ. 氏名】
 【ハ. 郵便番号】
 【ニ. 住所】
 【ホ. 電話番号】

【3. 報告対象建築物】
 【イ. 所在地】 京都市中京区000町00
 【ロ. 名称のフリガナ】 キョートカンリ セツビホテル
 【ハ. 名称】 キョート管理 設備ホテル
 【ニ. 用途】 ホテル

【4. 検査による指摘の概要】
 要是正の指摘あり (既存不適格) 指摘なし

※受付欄	※特記欄	※整理番号欄
年 月 日		
第 号		
係員氏名		

(第二面)

防火設備の状況等

検査対象
(建築基準法施行令第16条第3項第2号、H28国土交通省告示第240号)
○随時閉鎖又は作動できる防火設備 (防火ダンパーを除く)

【1. 建築物の概要】

【イ. 階数】 地上 5 階 地下 1 階
【ロ. 建築面積】 821.33 m²
【ハ. 延べ面積】 1827.45 m²

直前の確認・検査済証の情報記入(建築審査課で調査可)

【2. 確認済証交付年月日等】

【イ. 確認済証交付年月日】 平成 15 年 7 月 18 日 第 〇〇〇〇 号
【ロ. 確認済証交付者】 建築主事 指定確認検査機関 (* * * * *)
【ハ. 検査済証交付年月日】 平成 16 年 8 月 3 日 第 〇〇〇〇 号
【ニ. 検査済証交付者】 建築主事 指定確認検査機関 (* * * * *)

【3. 検査日等】

前回報告日(受付印の日付)を記入

検査が終了した年月日を記入(検査が報告日の3箇月以内であること)

【イ. 今回の検査】 令和 3 年 7 月 20 日 実施
【ロ. 前回の検査】 実施 (令和 2 年 5 月 20 日 報告) 未実施
【ハ. 前回の検査に関する書類の写し】 有 無

【4. 防火設備の検査者】

(代表となる検査者)

【イ. 資格】 (一級) 建築士 (大臣) 登録 第 * * * * 号
防火設備検査員
【ロ. 氏名のフリガナ】 セツビ イチロウ
【ハ. 氏名】 設備 一郎
【ニ. 勤務先】 設備一郎建築士事務所
(一級) 建築士事務所 (京都府) 知事登録 第 * * * * 号
600-0000
【ホ. 郵便番号】 京都市上京区〇〇〇町〇〇
【ヘ. 所在地】 075-0000-0000
【ト. 電話番号】

検査を行った全ての検査者を記入(有資格者のみ記載)
(3人以上の場合は【20.備考】に必要な事項を記入)

初回報告を含め前回検査をしていない場合はチェック

建築士が定期検査を業として行う場合は、建築士法第23条の定めに基づき事務所登録を受けている建築士事務所に所属していること

(京都府) 知事登録 第 * * * * 号

事務所登録番号記入

検査者が法人に勤務する場合は勤務先を記入

(その他の検査者)

【イ. 資格】 () 建築士 () 登録 第 * * * * 号
防火設備検査員
【ロ. 氏名のフリガナ】 ケンチク ジロウ
【ハ. 氏名】 建築 二郎
【ニ. 勤務先】 () 建築士事務所 () 知事登録 第 * * * * 号
600-0000
【ホ. 郵便番号】 京都市下京区〇〇〇町〇〇
【ヘ. 所在地】 075-0000-0000
【ト. 電話番号】

検査者が法人に勤務していない場合は検査者の住所等を記入

登録番号記入

【5. 防火設備の概要】

検査対象の防火設備についてチェック

【イ. 避難安全検証法等の適用】 区画避難安全検証法 (階) 階避難安全検証法 (階)
 全館避難安全検証法 その他 ()
【ロ. 防火設備】 防火扉 (6 枚) 防火シャッター (10 枚)
 耐火クロススクリーン (3 枚) ドレンチャージャー (5 台)
 その他

両開き扉、親子扉は1対で1枚としてカウントする

(注)常時閉鎖した状態で維持管理されている防火設備については、建築物の定期調査にて報告すること

【6. 防火設備の検査の状況】

【イ. 指摘の内容】 要是正の指摘あり (既存不適合) 指摘なし
【ロ. 指摘の概要】 防火扉:1F面積区画の防火扉軌跡に障害物あり
防火シャッター:一部の防火シャッターが閉鎖しない
耐火クロススクリーン:ローラーチェーンのたるみ6%
【ハ. 改善予定の有無】 有 (令和 4 年 7 月に改善予定) 無

検査結果表の特記事項に記入された改善予定年月のうち最も早いものを記入
(報告までに改善を行っている場合)
○一部改善済みの場合 ○全て改善済みの場合
→改善予定年月日のうち最も早いものを記入 →改善が完了した年月を記入(例:令和3年7月改善済み)
検査による指摘事項(既存不適合除く)は、次回検査までに改善いただくようご計画ください。

【7. 防火設備の不具合の発生状況】

【イ. 不具合】 有 無
【ロ. 不具合記録】 有 無
【ハ. 改善の状況】 実施済 改善予定 (令和 年 月に改善予定) 予定なし

前回の検査から今回の検査までに発生した不具合を記載する。
不具合:所有者・管理者へのヒアリング等によって把握した、異常動作、損傷、腐食、
その他の変化に起因するものであり、検査によって指摘される以外のもの
(不具合に前回・今回の定期検査の指摘事項は含まれない)

【8. 備考】

各欄で掲げられている項目以外で特に報告すべき事項を記入(記入欄が不足する場合は枠を拡大して記入するか、別紙に必要な事項を記入し添付)
(例) ・所有者・検査者が複数で当該記入欄が不足する場合

○前回・今回の検査の「要是正の指摘事項」・「既存不適格」の内容を記入する様式ではありません。

○不具合が無ければ、第三面の添付は不要です。

第三面に記入した場合は、二面 各設備の不具合の発生状況にも反映させてください。

(第二面)

防火設備に係る不具合の状況

不具合を把握した年月	不具合の概要	考えられる原因	改善(予定)年月	改善措置の概要等
当該不具合を把握した年月を記入	不具合箇所を特定した上、当該不具合の具体的な内容を記入	当該不具合が生じた原因として主として考えられるものを記入 (原因が不明な場合は「不明」と記入)	<ul style="list-style-type: none"> ・改善実施済 →実施年月を記入 ・改善予定あり →予定年月を記入 ・改善予定なし →「-」を記入 	<ul style="list-style-type: none"> 改善実施済み又は改善予定あり →具体的措置の概要を記入 改善予定なし →その理由を記入

(注意)

1. 各面共通関係

- ① ※印のある欄は記入しないでください。
- ② 数字は算用数字を、単位はメートル法を用いてください。
- ③ 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入し添えてください。

2. 第一面関係

- ① 検査者が2人以上のときは、代表となる検査者を検査者氏名欄に記入してください。
- ② 1欄及び2欄は、所有者又は管理者が法人のときは、「ロ」はそれぞれ法人の名称及び代表者氏名を、「ニ」はそれぞれ法人の所在地を記入してください。
- ③ 第二面の6欄の「イ」において「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れた場合においては、4欄の「イ」の「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。また、第二面の6欄の「イ」において、「既存不適格」のチェックボックスに「レ」マークを入れたときは、併せて4欄の「イ」の「既存不適格」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。

3. 第二面関係

- ① この書類は、建築物ごとに、防火設備の概要及び当該防火設備の構造方法に係る検査結果について作成してください。
- ② 2欄の「イ」及び「ロ」は、検査対象の防火設備を有する建築物に関する直前の確認について、「ハ」及び「ニ」は、検査対象の防火設備を有する建築物に関する直前の完了検査について、それぞれ記入してください。
- ③ 2欄の「ロ」及び「ニ」は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れ、「指定確認検査機関」の場合には、併せてその名称を記入してください。
- ④ 3欄の「イ」は、検査が終了した年月日を記入し、「ロ」は、検査対象の防火設備に関する直前の報告について記入して下さい。
- ⑤ 3欄の「ロ」は、報告の対象となっていない場合には「未実施」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑥ 3欄の「ハ」は、前回の定期検査の結果を記録した書類の写しの保存の有無について記入してください。
- ⑦ 4欄は、代表となる検査者並びに検査に係る防火設備に係る全ての検査者について記入してください。当該防火設備の検査を行った検査者が1人の場合は、その他の検査者欄は削除して構いません。
- ⑧ 4欄の「イ」は、検査者の有する資格について記入してください。検査者が防火設備検査員である場合は、防火設備検査員資格者証の交付番号を「防火設備検査員」の番号欄に記入してください。
- ⑨ 4欄の「ニ」は、検査者が法人に勤務している場合は、検査者の勤務先について記入し、勤務先が建築士事務所の場合は、事務所登録番号を併せて記入してください。
- ⑩ 4欄の「ホ」から「ト」までは、検査者が法人に勤務している場合は、検査者の勤

務先について記入し、検査者が法人に勤務していない場合は検査者の住所について記入してください。

- ⑪ 5 欄の「イ」は、建築基準法施行令第 128 条の 6 第 3 項に規定する区画避難安全検証法により区画避難安全性能が検証された建築物のときは「区画避難安全検証法」のチェックボックスに、同令第 129 条第 3 項に規定する階避難安全検証法により階避難安全性能が検証された建築物のときは「階避難安全検証法」のチェックボックスに、同令第 129 条の 2 第 4 項に規定する全館避難安全検証法により全館避難安全性能が検証された建築物のときは「全館避難安全検証法」のチェックボックスに、それぞれ「レ」マークを入れ、「区画避難安全検証法」の場合は区画避難安全性能を検証した階を、「階避難安全検証法」の場合は階避難安全性能を検証した階を、併せて記入してください。建築基準法第 38 条（同法第 66 条、第 67 条の 2 及び第 88 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定による特殊構造方法等認定、同法第 68 条の 25 第 1 項の規定による構造方法等の認定又は建築基準法の一部を改正する法律（平成 10 年法律第 100 号）による改正前の建築基準法第 38 条の規定による認定を受けている建築物のうち、当該適用について特に報告が必要なものについては「その他」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、その概要を記入してください。
- ⑫ 5 欄の「ロ」は、検査対象の防火設備について、チェックボックスに「レ」マークを入れてください。また、防火扉、防火シャッター、耐火クロススクリーンについては、個々の扉又はカーテン部ごとにその枚数を計上し、その合計を記入してください。ドレンチャーについては、散水ヘッドの合計の個数を記入してください。「その他」の場合は具体的な内容と台数を記入してください。
- ⑬ 6 欄の「イ」は、検査結果において、是正が必要と認められるときは「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、当該指摘された箇所の全てに建築基準法第 3 条第 2 項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは併せて「既存不適格」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑭ 6 欄の「イ」の「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れたとき（「既存不適格」のチェックボックスに「レ」を入れたときを除く。）は、「ロ」に指摘の概要を記入してください。指摘の概要を記入する場合にあっては、当該防火設備が設置されている区画の概要を明記してください。
- ⑮ 6 欄の「イ」の「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れ（「既存不適格」のチェックボックスに「レ」を入れたときを除く。）、当該指摘を受けた項目について改善予定があるときは「ハ」の「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、併せて改善予定年月を記入してください。改善予定がないときは「ハ」の「無」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑯ 前回検査時以降に把握した火災時の防火設備不作動等機器の故障、異常動作、損傷、腐食その他の劣化に起因するもの（以下「不具合」という。）について第三面の「不具合の概要」欄に記入したときは、7 欄の「イ」の「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、当該不具合について記録が有るときは 7 欄の「ロ」の「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、記録が無いときは 7 欄の「ロ」の「無」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。また、第三面に記入された不具合のう

ち当該不具合を受けた改善を既に実施しているものがあり、かつ、改善を行う予定があるものがない場合には7欄の「ハ」の「実施済」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、第三面に記入された不具合のうち改善を行う予定があるものがある場合には7欄の「改善予定」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、併せて改善予定年月を記入し、改善の予定がない場合には7欄の「予定なし」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。

- ⑰ 各欄に掲げられている項目以外で特に報告すべき事項は、8欄又は別紙に記載して添えてください。

4. 第三面関係

- ① 第三面は、前回検査時以降に把握した防火設備に係る不具合のうち第二面の6欄において指摘されるもの以外のものについて、把握できる範囲において記入してください。前回検査時以降不具合を把握していない場合は、第三面を省略することができます。
- ② 「不具合を把握した年月」欄は、当該不具合を把握した年月を記入してください。
- ③ 「不具合の概要」欄は、当該不具合の箇所を特定した上で、当該不具合の具体的内容を記入してください。不具合の概要を記入する場合にあっては、当該防火設備が設置されている区画の概要を明記してください。
- ④ 「考えられる原因」欄は、当該不具合が生じた原因として主として考えられるものを記入してください。ただし、当該不具合が生じた原因が不明な場合は「不明」と記入してください。
- ⑤ 「改善（予定）年月」欄は、既に改善を実施している場合には実施年月を、改善を行う予定がある場合には改善予定年月を記入し、改善を行う予定がない場合には「-」を記入してください。
- ⑥ 「改善措置の概要等」欄は、既に改善を実施している場合又は改善を行う予定がある場合に、具体的措置の概要を記入してください。改善を行う予定がない場合には、その理由を記入してください。

建物IDを記入(建物IDは通知文に記載)

C3

9999

空欄

第三十六号の九様式(第六条、第六条の三、第十一条の三関係)(A4)

定期検査報告概要書は、定期検査報告書の内容を転記して作成するため、定期検査報告書の作成後に作成してください。

定期検査報告概要書
(防火設備)
(第一面)

定期検査報告書 第一面【1.所有者】を転記

【1. 所有者】

【イ. 氏名のフリガナ】 カブシキカイシャ キョウトカンリ ダイヒョウトリシマリヤク キョウトマモル
【ロ. 氏名】 株式会社キョウト管理 代表取締役 京都 守
【ハ. 郵便番号】 600-0000
【ニ. 住所】 京都府京都市中京区寺前町000

定期検査報告書 第一面【2.管理者】を転記

【2. 管理者】

【イ. 氏名のフリガナ】
【ロ. 氏名】 同上
【ハ. 郵便番号】
【ニ. 住所】

電話番号の記入欄はありません。

定期検査報告書 第一面【3.報告対象建築物】を転記

【3. 報告対象建築物】

【イ. 所在地】 京都市中京区000町00
【ロ. 名称のフリガナ】 キョウトカンリ セツビホテル
【ハ. 名称】 キョウト管理 設備ホテル
【ニ. 用途】 ホテル

定期検査報告書 第一面【4.検査による指摘の概要】を転記

【4. 検査による指摘の概要】

要是正の指摘あり (既存不適格) 指摘なし

定期検査報告書 第二面 各設備の不具合の発生状況を転記

【5. 不具合の発生状況】

【イ. 不具合】 有 無
【ロ. 不具合記録】 有 無
【ハ. 不具合の概要】

【ニ. 改善の状況】 実施済 改善予定 (令和 年 月に改善予定)
 予定なし (理由:)

建物IDを記入(建物IDは通知文に記載)

C3

9999

空欄

(第二面)

防火設備の状況等

報告書 第一面 【4.検査による指摘の概要】

【イ.指摘の内容】において"指摘なし"であれば第二面は添付不要

【1. 建築物の概要】

【イ. 階数】 地上 5 階 地下 1 階
 【ロ. 建築面積】 821.33 m²
 【ハ. 延べ面積】 1827.45 m²

定期検査報告書 第二面 【1.建築物の概要】を転記

【2. 確認済証交付年月日等】

定期検査報告書 第二面 【2.確認済証交付年月日等】を転記

【イ. 確認済証交付年月日】 平成 15 年 7 月 18 日 第 〇〇〇〇 号
 【ロ. 確認済証交付者】 建築主事 指定確認検査機関 (* * * * *)
 【ハ. 検査済証交付年月日】 平成 16 年 8 月 3 日 第 〇〇〇〇 号
 【ニ. 検査済証交付者】 建築主事 指定確認検査機関 (* * * * *)

【3. 検査日等】

定期検査報告書 第二面 【3.検査日等】を転記

【イ. 今回の検査】 令和 3 年 7 月 20 日 実施
 【ロ. 前回の検査】 実施 (令和 2 年 5 月 20 日 報告) 未実施
 【ハ. 前回の検査に関する書類の写し】 有 無

【4. 防火設備の検査者】

定期検査報告書 第二面 【4.防火設備の検査者】を転記

(代表となる検査者)

【イ. 資格】 (一級) 建築士 (大臣) 登録 第 * * * * 号
防火設備検査員 第 号

【ロ. 氏名のフリガナ】 セツビ イチロウ

【ハ. 氏名】 設備 一郎

【ニ. 勤務先】 設備一郎建築士事務所

(一級) 建築士事務所 (京都府) 知事登録第 * * * * 号

【ホ. 郵便番号】 600-0000

【ヘ. 所在地】 京都市上京区〇〇〇町〇〇

【ト. 電話番号】 075-000-0000

(その他の検査者)

【イ. 資格】 () 建築士 () 登録 第 * * * * 号
防火設備検査員 第 号

【ロ. 氏名のフリガナ】 ケンチク ジロウ

【ハ. 氏名】 建築 二郎

【ニ. 勤務先】

() 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ホ. 郵便番号】 600-0000

【ヘ. 所在地】 京都市下京区〇〇〇町〇〇

【ト. 電話番号】 075-000-0000

【5. 防火設備の概要】

定期検査報告書 第二面 【5.防火設備の概要】を転記

【イ. 避難安全検証法等の適用】 区画避難安全検証法 (階) 階避難安全検証法 (階)
 全館避難安全検証法 その他 ()
 【ロ. 防火設備】 防火扉 (6 枚) 防火シャッター (10 枚)
 耐火クロススクリーン (3 枚) ドレンチャー (5 台)
 その他 (台)

【6. 備考】

定期検査報告書 第二面 【8.備考】を転記

(注意)

この様式には、第三十六号の八様式に記入した内容と同一の内容を記入してください。第二面は、同様式第二面において指摘があった防火設備についてのみ作成し、第一面に添えてください。

検査結果表
(防火扉)

検査対象設備の検査結果表のみ提出

検査者が2人以上であれば記入

当該検査に関与した検査者	代表となる検査者	氏名	検査者番号
	その他の検査者	設備 一郎	1
		建築 二郎	2

番号	検査項目	検査事項	検査結果			担当検査者番号
			指摘なし	要是正	既存不適格	
(1)	防火扉	設置場所の周囲状況	閉鎖の障害となる物品の放置の状況	○		1
(2)		扉、枠及び金物	扉の取付けの状況	○		1
(3)		扉、枠及び金物の劣化及び損傷の状況	○			
(4)		危害防止装置	作動の状況	○		
(5)	連動機構	煙感知器、熱煙複合式	設置位置	○		1
(6)		感知器及び熱感知器	感知の状況	○		1
(7)		温度ヒューズ装置	設置の状況	○		
(8)		連動制御器	スイッチ類及び表示灯の状況	○		
(9)			結線接続の状況	○		
(10)			接地の状況	○		1
(11)			予備電源への切り替えの状況	○		1
(12)		連動機構用予備電源	劣化及び損傷の状況	○		1
(13)			容量の状況	○		1
(14)		自動閉鎖装置	設置の状況	○		1
(15)			再ロック防止機構の作動の状況	○		1
(16)	総合的な作動の状況	防火扉の閉鎖の状況	○			1、2
(17)		防火区画の形成の状況	○			1、2

上記以外の検査項目

京都市では追加の検査項目なし

(17)堅穴区画に設けられた防火設備が感知器連動で2枚以上同時に閉鎖する場合のみ検査対象となる。
(16)の検査項目は(17)で点検が行われるものを除く。

特記事項

番号	検査項目	指摘の具体的内容等	改善の具体的内容等	改善(予定)年月
1	閉鎖の障害となる物品の放置の状況	1F面積区画の防火扉軌跡の範囲内に物品が置かれている	物品の撤去	R4.7

①要是正があれば記入し、別添2様式により写真を添付する。(別添1様式に撮影した写真の位置を明記すること)
②要是正(既存不適格)がある場合は、改善(予定)年月を除く項目について記入し、必要に応じ別添2様式により写真を添付する

改善予定年月が、定期検査報告書 第二面【6.防火設備の検査の状況】【ハ.改善予定の有無】の日付と不整合がないこと
※改善した場合は改善が完了した年月を記入する。
※(既存不適格)部分の具体的な改善(予定)年月が分かっている場合は年月を記入する。

添付不要

(注意)

- ① この書類は、建築物ごとに作成してください。
- ② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- ③ 「当該検査に関与した検査者」欄は、建築基準法施行規則別記第36の8様式第二面4欄に記入した検査者について記入し、「検査者番号」欄に検査者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該防火設備の検査を行った検査者が1人の場合は、その他の検査者欄は削除して構いません。
- ④ 該当しない検査項目がある場合は、当該項目の「番号」欄から「担当検査者番号」欄までを取消線で抹消してください。
- ⑤ 「検査結果」欄は、別表(い)欄に掲げる各検査項目ごとに記入してください。
- ⑥ 「検査結果」欄のうち「要是正」欄は、別表(い)欄に掲げる検査項目について同表(ろ)欄に掲げる検査事項のいずれかが同表(に)欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。
- ⑦ 「検査結果」欄のうち「指摘なし」欄は、⑥に該当しない場合に○印を記入してください。
- ⑧ 「既存不適合」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。
- ⑨ 「担当検査者番号」欄は、「検査に関与した検査者」欄で記入した番号、記号等を記入してください。ただし、当該防火設備の検査を行った検査者が1人の場合は、記入しなくても構いません。
- ⑩ 「上記以外の検査項目」欄は、第1ただし書の規定により特定行政庁が検査項目を追加したときに、当該検査項目を追加し、⑤から⑨に準じて検査結果等を記入してください。また、第1第2項の規定により同項に規定する図書等に検査の方法が記載されている場合に、当該図書等に記載されている検査項目を追加し、⑤から⑨に準じて検査結果等を記入してください。なお、これらの項目がない場合は、この欄を削除して構いません。
- ⑪ 「特記事項」は、検査の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合にあっても特記すべき事項がある場合に、該当する検査項目の番号、検査項目を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を()書きで記入してください。
- ⑫ 各階平面図を別添1の様式に従い添付し、防火扉の設置されている箇所及び指摘(特記すべき事項を含む)のあった箇所を明記してください。なお、別添1の様式は別記第二号、別記第三号又は別記第四号の各々の別添1の様式に記載すべき事項を合わせて記載することとして構いません。
- ⑬ 要是正とされた検査項目(既存不適合の場合を除く。)については、要是正とされた部分を撮影した写真を別添2の様式に従い添付するとともに、撮影した写真の位置を別添1の様式に明記してください。

検査結果表 (防火シャッター)

検査対象設備の検査結果表のみ提出

検査者が2人以上であれば記入

Table with 4 columns: 代表となる検査者, 氏名, 検査者番号, etc. Includes names like 設備 一郎 and 建築 二郎.

Main inspection table with columns: 番号, 検査項目, 検査事項, 指摘なし, 要是正 (既存/不適格), 担当検査者番号. Includes items like 駆動装置, 防火シャッター, 危害防止装置.

(2)~(4)までの項目は「防犯目的や管理目的で日常的に閉鎖する防火シャッター」の場合のみ検査対象となる。

(14)作動の状況
(14)作動の状況
危害防止装置未設置の場合でも運動エネルギーの測定必要。
(人の通行の用に供する部分以外の部分に設けられ、周囲の人の安全を確保できているものを除く)

上記以外の検査項目
京都市では追加の検査項目なし
(27)堅六区画に設けられた防火設備が感知器連動で2枚以上同時に閉鎖する場合のみ検査対象となる。
(26)の検査項目は(27)で点検が行われるものを除く。

特記事項 table with 5 columns: 番号, 検査項目, 指摘の具体的内容等, 改善の具体的内容等, 改善(予定)年月. Includes rows for 危害防止装置 and 防火区画の形成の状況.

①要是正があれば記入し、別添2様式により写真を添付する。(別添1様式に撮影した写真の位置を明記すること)
②要是正(既存不適格)がある場合は、改善(予定)年月を除く項目について記入し、必要に応じ別添2様式により写真を添付する

改善予定年月が、定期検査報告書 第二面【6.防火設備の検査の状況】【ハ.改善予定の有無】の日付と不整合がないこと
※改善した場合は改善が完了した年月を記入する。
※(既存不適格)部分の具体的な改善(予定)年月が分かっている場合は年月を記入する。

(注意)

添付不要

- ① この書類は、建築物ごとに作成してください。
- ② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- ③ 「当該検査に関与した検査者」欄は、建築基準法施行規則別記第36の8様式第二面4欄に記入した検査者について記入し、「検査者番号」欄に検査者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該防火設備の検査を行った検査者が1人の場合は、その他の検査者欄は削除して構いません。
- ④ 該当しない検査項目がある場合は、当該項目の「番号」欄から「担当検査者番号」欄までを取消線で抹消してください。
- ⑤ 「検査結果」欄は、別表(い)欄に掲げる各検査項目ごとに記入してください。
- ⑥ 「検査結果」欄のうち「要是正」欄は、別表(い)欄に掲げる検査項目について同表(ろ)欄に掲げる検査事項のいずれかが同表(に)欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。
- ⑦ 「検査結果」欄のうち「指摘なし」欄は、⑥に該当しない場合に○印を記入してください。
- ⑧ 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。
- ⑨ 「担当検査者番号」欄は、「検査に関与した検査者」欄で記入した番号、記号等を記入してください。ただし、当該防火設備の検査を行った検査者が1人の場合は、記入しなくても構いません。
- ⑩ ※欄は、日常的に開閉するものについてのみ記入してください。
- ⑪ 「上記以外の検査項目」欄は、第1ただし書の規定により特定行政庁が検査項目を追加したときに、当該検査項目を追加し、⑤から⑨に準じて検査結果等を記入してください。また、第1第2項の規定により同項に規定する図書等に検査の方法が記載されている場合に、当該図書等に記載されている検査項目を追加し、⑤から⑨に準じて検査結果等を記入してください。なお、これらの項目がない場合は、この欄を削除して構いません。
- ⑫ 「特記事項」は、検査の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合にあっても特記すべき事項がある場合に、該当する検査項目の番号、検査項目を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を()書きで記入してください。
- ⑬ 各階平面図を別添1の様式に従い添付し、防火シャッターの設置されている箇所及び指摘(特記すべき事項を含む)のあった箇所を明記してください。なお、別添1の様式は別記第一号、別記第三号又は別記第四号の各々の別添1の様式に記載すべき事項を合わせて記載することとして構いません。
- ⑭ 要是正とされた検査項目(既存不適格の場合を除く。)については、要是正とされた部分を撮影した写真を別添2の様式に従い添付するとともに、撮影した写真の位置を別添1の様式に明記してください。

検査結果表
(耐火クロススクリーン)

検査対象設備の検査結果表のみ提出

当該検査に関与した検査者	代表となる検査者	氏名	検査者番号
	その他の検査者	設備 一郎	当該防火設備の検査者を記入(有資格者のみ記載)

番号	検査項目	検査事項	検査結果			担当検査者番号
			指摘なし	要是正	既存不適格	
(1)	耐火クロススクリーン	設置場所の周囲状況	閉鎖の障害となる物品の放置の状況	○		
(2)		駆動装置	ローラチェーンの劣化及び損傷の状況		○	
(3)		カーテン部	耐火クロス及び座板の劣化及び損傷の状況	○		
(4)			吊り元の劣化及び損傷並びに固定の状況	○		
(5)		ケース	劣化及び損傷の状況	○		
(6)		まぐさ及びガイドレール	劣化及び損傷の状況	○		
(7)		危害防止装置	危害防止用連動中継器の配線の状況	—		
(8)			危害防止装置用予備電源の劣化及び損傷の状況	—		
(9)			危害防止装置用予備電源の容量の状況	—		
(10)			座板感知部の劣化及び損傷並びに作動の状況	—		
(11)			作動の状況	○		
(12)	連動機構	煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器	設置位置	○		
(13)			感知の状況	○		
(14)		連動制御器	スイッチ類及び表示灯の状況	○		
(15)			結線接続の状況	○		
(16)			接地の状況	○		
(17)			予備電源への切り替えの状況	○		
(18)		連動機構用予備電源	劣化及び損傷の状況	○		
(19)			容量の状況	○		
(20)		自動閉鎖装置	設置の状況	○		
(21)		手動閉鎖装置	設置の状況	○		
(22)	総合的な作動の状況	耐火クロススクリーンの閉鎖の状況	○			
(23)		防火区画の形成の状況	○			

バランス式耐火クロススクリーンの場合、危害防止装置はないため、(7)～(10)は検査対象外となる。

上記以外の検査項目
京都市では追加の検査項目なし
(23) 壁穴区画に設けられた防火設備が感知器連動で2枚以上同時に閉鎖する場合のみ検査対象となる。(22)の検査項目は(23)で点検が行われるものを除く。

特記事項				
番号	検査項目	指摘の具体的内容等	改善の具体的内容等	改善(予定)年月
2	ローラチェーンの劣化及び損傷の状況	ローラチェーンのたるみ6%	チェーンの交換	R4.7
<p>①要是正があれば記入し、別添2様式により写真を添付する。(別添1様式に撮影した写真の位置を明記すること)</p> <p>②要是正(既存不適格)がある場合は、改善(予定)年月を除く項目について記入し、必要に応じ別添2様式により写真を添付する</p>				

改善予定年月が、定期検査報告書 第二面【6.防火設備の検査の状況】【ハ.改善予定の有無】の日付と不整合がないこと
※改善した場合は改善が完了した年月を記入する。
※(既存不適格)部分の具体的な改善(予定)年月が分かっている場合は年月を記入する。

(注意)

- ① この書類は、建築物ごとに作成してください。
- ② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- ③ 「当該検査に関与した検査者」欄は、建築基準法施行規則別記第36の8様式第二面4欄に記入した検査者について記入し、「検査者番号」欄に検査者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該防火設備の検査を行った検査者が1人の場合は、その他の検査者欄は削除して構いません。
- ④ 該当しない検査項目がある場合は、当該項目の「番号」欄から「担当検査者番号」欄までを取消線で抹消してください。
- ⑤ 「検査結果」欄は、別表(い)欄に掲げる各検査項目ごとに記入してください。
- ⑥ 「検査結果」欄のうち「要是正」欄は、別表(い)欄に掲げる検査項目について同表(ろ)欄に掲げる検査事項のいずれかが同表(に)欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。
- ⑦ 「検査結果」欄のうち「指摘なし」欄は、⑥に該当しない場合に○印を記入してください。
- ⑧ 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。
- ⑨ 「担当検査者番号」欄は、「検査に関与した検査者」欄で記入した番号、記号等を記入してください。ただし、当該防火設備の検査を行った検査者が1人の場合は、記入しなくても構いません。
- ⑩ 「上記以外の検査項目」欄は、第1ただし書の規定により特定行政庁が検査項目を追加したときに、当該検査項目を追加し、⑤から⑨に準じて検査結果等を記入してください。また、第1第2項の規定により同項に規定する図書等に検査の方法が記載されている場合に、当該図書等に記載されている検査項目を追加し、⑤から⑨に準じて検査結果等を記入してください。なお、これらの項目がない場合は、この欄を削除して構いません。
- ⑪ 「特記事項」は、検査の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合にあっても特記すべき事項がある場合に、該当する検査項目の番号、検査項目を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を()書きで記入してください。
- ⑫ 各階平面図を別添1の様式に従い添付し、耐火クロススクリーンの設置されている箇所及び指摘(特記すべき事項を含む)のあった箇所を明記してください。なお、別添1の様式は別記第一号、別記第二号又は別記第四号の各々の別添1の様式に記載すべき事項を合わせて記載することとして構いません。
- ⑬ 要是正とされた検査項目(既存不適格の場合を除く。)については、要是正とされた部分を撮影した写真を別添2の様式に従い添付するとともに、撮影した写真の位置を別添1の様式に明記してください。

検査結果表

検査対象設備の検査結果表のみ提出

(ドレンチャーその他の水幕を形成する防火設備)

当該検査に関与した検査者	代表となる検査者	氏名	検査者番号
	設備 一郎	当該防火設備の検査者を記入(有資格者のみ記載)	
	その他の検査者		

番号	検査項目	検査事項	検査結果			担当検査者番号
			指摘なし	要是正	既存不適格	
(2)		散水ヘッド	散水ヘッドの設置の状況	○		
(3)		開閉弁	開閉弁の状況	○		
(4)		排水設備	排水の状況	○		
(5)		水源	貯水槽の劣化及び損傷、水質並びに水量の状況	○		
(6)			給水装置の状況	○		
(7)		加圧送水装置	ポンプ制御盤のスイッチ類及び表示灯の状況	○		
(8)			結線接続の状況	○		
(9)			接地の状況	○		
(10)			ポンプ及び電動機の状況	○		
(11)			加圧送水装置用予備電源への切り替えの状況	○		
(12)			加圧送水装置用予備電源の劣化及び損傷の状況	○		
(13)			加圧送水装置用予備電源の容量の状況	○		
(14)			圧力計、呼水槽、起動用圧カスイッチ等の付属装置の状況	○		
(15)	運動機構	煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器	設置位置	○		
(16)			感知の状況	○		
(17)		制御盤	スイッチ類及び表示灯の状況	○		
(18)			結線接続の状況	○		
(19)			接地の状況	○		
(20)			予備電源への切り替えの状況	○		
(21)		運動機構用予備電源	劣化及び損傷の状況	○		
(22)			容量の状況	○		
(23)		自動作動装置	設置の状況	○		
(24)		手動作動装置	設置の状況	○		
(25)	総合的な作動の状況		ドレンチャー等の作動の状況	○		
(26)			防火区画の形成の状況	○		

上記以外の検査項目

京都市では追加の検査項目なし

(26) 縦穴区画に設けられた防火設備が感知器連動で2枚以上同時に閉鎖する場合のみ検査対象となる。
(25)の検査項目は(26)で点検が行われるものを除く。

特記事項

番号	検査項目	指摘の具体的内容等	改善の具体的内容等	改善(予定)年月
	①要是正があれば記入し、別添2様式により写真を添付する。(別添1様式に撮影した写真の位置を明記すること) ②要是正(既存不適格)がある場合は、改善(予定)年月を除く項目について記入し、必要に応じ別添2様式により写真を添付する			

添付不要

(注意)

- ① この書類は、建築物ごとに作成してください。
- ② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- ③ 「当該検査に関与した検査者」欄は、建築基準法施行規則別記第36の8様式第二面4欄に記入した検査者について記入し、「検査者番号」欄に検査者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該防火設備の検査を行った検査者が1人の場合は、その他の検査者欄は削除して構いません。
- ④ 該当しない検査項目がある場合は、当該項目の「番号」欄から「担当検査者番号」欄までを取消線で抹消してください。
- ⑤ 「検査結果」欄は、別表(い)欄に掲げる各検査項目ごとに記入してください。
- ⑥ 「検査結果」欄のうち「要是正」欄は、別表(い)欄に掲げる検査項目について同表(ろ)欄に掲げる検査事項のいずれかが同表(に)欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。
- ⑦ 「検査結果」欄のうち「指摘なし」欄は、⑥に該当しない場合に○印を記入してください。
- ⑧ 「既存不適合」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。
- ⑨ 「担当検査者番号」欄は、「検査に関与した検査者」欄で記入した番号、記号等を記入してください。ただし、当該防火設備の検査を行った検査者が1人の場合は、記入しなくても構いません。
- ⑩ 「上記以外の検査項目」欄は、第1ただし書の規定により特定行政庁が検査項目を追加したときに、当該検査項目を追加し、⑤から⑨に準じて検査結果等を記入してください。また、第1第2項の規定により同項に規定する図書等に検査の方法が記載されている場合に、当該図書等に記載されている検査項目を追加し、⑤から⑨に準じて検査結果等を記入してください。なお、これらの項目がない場合は、この欄を削除して構いません。
- ⑪ 「特記事項」は、検査の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合にあっても特記すべき事項がある場合に、該当する検査項目の番号、検査項目を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を()書きで記入してください。
- ⑫ 各階平面図を別添1の様式に従い添付し、ドレンチャーその他の水幕を形成する防火設備の設置されている箇所及び指摘(特記すべき事項を含む)のあった箇所を明記してください。なお、別添1の様式は別記第一号、別記第二号又は別記第三号の各々の別添1の様式に記載すべき事項を合わせて記載することとして構いません。
- ⑬ 要是正とされた検査項目(既存不適合の場合を除く。)については、要是正とされた部分を撮影した写真を別添2の様式に従い添付するとともに、撮影した写真の位置を別添1の様式に明記してください。

本様式は省略できません

各階平面図を記載し、以下の事項を明記してください。

- 1 縮尺及び方位
- 2 各階の間取り及び各室の用途
- 3 検査の対象となる防火設備の設置されている箇所
 - ・ 防火扉、防火シャッター、耐火クロススクリーン、ドレンチャー
 - ・ 感知器、連動制御盤
 - ・ その他検査項目となっている機器
(上記設備が認定品の場合は認定番号を追記)
- 4 指摘のあった箇所（特記すべき事項を含む）
- 5 (要是正の指摘のあった場所) 当該部分を撮影した写真の位置

注) 各階平面図を添付し、検査の対象となる防火設備の設置されている箇所及び指摘(特記すべき事項を含む)のあった箇所を明記すること。

要是正のない場合、添付不要

建築物の定期調査報告の様式とは異なっています

別添2様式 (A4)

関係写真

部位	番号	検査項目	検査結果
	〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	<input type="checkbox"/> 要是正 <input type="checkbox"/> その他
写真貼付		特記事項	

検査結果表の「検査項目番号」と「検査項目」を転記

「要是正以外の特記すべき事項」がある場合にチェック

要是正の項目の写真を貼付
要是正(既存不適格)の項目は必要に応じ写真を貼付

部位	番号	検査項目	検査結果
			<input type="checkbox"/> 要是正 <input type="checkbox"/> その他
写真貼付		特記事項	

(注意)

- ① この書類は、検査の結果で「要是正」とされた項目のうち、「既存不適格」ではない項目について作成してください。また、「既存不適格」及び「指摘なし」の項目についても、特記すべき事項があれば、必要に応じて作成してください。「要是正」の項目がない場合は、この書類は省略しても構いません。
- ② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- ③ 「部位」欄の「番号」、「検査項目」は、それぞれ別記様式の番号、検査項目に対応したものを記入してください。
- ④ 「検査結果」欄は、検査の結果、要是正の指摘があった場合は「要是正」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、それ以外の場合で特記すべき事項がある場合は「その他」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑤ 写真は、当該部位の外観の状況が確認できるように撮影したものを添付してください。

添付図面

1 必要な添付図面の種類と図面に明記すべき事項

添付図面	明記すべき事項
付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
配置図	・縮尺及び方位 ・敷地の境界線 ・敷地内における建築物の位置及び用途
防火設備の位置図	・縮尺及び方位 ・各階の間取り及び各室の用途 } 「検査結果図（別添1）」に記載してください。

2 作成上の注意

- (1) 図面（検査結果図を除く。）のサイズは、原則A4、又はA3を折りA4とする。
- (2) 既存図面を複写して使用する場合には、鮮明さが損なわれないように注意する（不鮮明な図面については、鮮明な図面に差し替えることがある）。
- (3) 建物の増築や間仕切り変更等の改修を行った場合は、必ず最新の図面を添付する。
- (4) 各図面には、必ず図面名称（付近見取図、配置図）を記入する。

記入例

所有者又は管理者の方にお送りしている通知文に記載されている建物ID（英数字混合6ケタ）を記入してください。

会社の代表者名ではなく、報告書の持参者を記入してください。

受付管理票

定期検査報告書記載の「報告対象建築物」と同じ名称を記載してください。

正しく記入し、報告書とともに必ず持参してください。

R4 防火設備

建物ID	建物IDは通知文（所有者等に送付）に記載しています。	C3 — 9999	報告書持参者名
建築物名	キョウト管理 設備ホテル	会社	設備一郎建築士事務所
		氏名	設備一郎
		電話	075-000-0000

■チェック項目■

- ①最新の利用用途・面積等が定期報告の対象要件に該当することを確認しましたか？
- ②必要な書類は全て揃っていますか？（※1）
- ③報告書作成方法について、手引きを確認しましたか？
- ④確認済書交付年月日、検査済書交付年月日は記載されていますか。（※2）
- ⑤報告書と概要書に不整合がないことを確認しましたか。

提出前にチェックしてください。

※不整合等の不備があった場合、報告書を受理できない場合があります。

【ご注意】 受付時間は、平日 午前11:30まで です。

※1 必要書類

- ・ 概要書
- ・ 報告書
- ・ 検査結果表（別記第一号～第四号、該当する検査のみ）
- ・ 検査結果図（別添1様式）
- ・ 関係写真（別添2様式、要是正の指摘がない場合は省略できる）
- ・ 添付図面（付近見取図、配置図、各階平面図、防火設備の位置図、明瞭なものとしてください。）

※2 確認済書交付年月日、検査済書交付年月日が不明な場合は、建築審査課の窓口閲覧システムでご確認ください。

※の欄は事務処理欄ですので記入しないでください。

※受付			
【確認】 様式 ・ 概要書 ・ 報告書 ・ 提出日 ・ 管理者 ・ 検査日 ・ 登録 ・ 写真 ・ 図面等 ・ 既存不適格			
		【改善完了報告 提出指示等】	
<div style="border: 1px solid red; padding: 5px;"> その他の注意事項 ・ 受付管理票は建築物ごと（報告書ごと）に作成してください </div>			
担当 /			
【備考】			
<div style="border: 1px solid red; padding: 5px;"> 受領者氏名 ・ 「受領者氏名」は「報告書持参者名」と同じになります。 </div>			
※副本返却		※供覧	
返却日	受領者氏名		入力
R 年 月 日			

提出図書の綴り方について

- 「正本の綴り」を1部提出してください。
- 「正本の綴り」は「紙紐綴じ」としてください（ファイル綴じ、ホッチキス綴じは御遠慮ください。）。
- 検査対象外設備の検査結果表等、不要な書類は添付しないでください。

1 正本の綴り（1部）

受付管理票、**チェックシート**、定期検査報告概要書、定期検査報告書（正本）の順に綴じてください。



定期検査報告書（正本）

※1 必要な場合のみ

※2 添付図面は、付近見取図 → 配置図 の順に綴じる。

入力支援ファイルについて

- 入力支援ファイルとは、定期調査報告書等を作成するための専用のエクセルファイルです。チェックシートの様式もこのファイル内にあります。
ファイル内の入力シートに記入すると、定められた報告様式に転記され、定期報告の様式に合わせて印刷することが可能です。
- 「入力支援ファイル」は、京都市情報館からダウンロードできます。

入力支援ファイル掲載 URL へのアクセスはこちらから→



防火設備の定期調査報告 関係法令（抜粋）

■建築基準法

（報告、検査等）

第12条 第6条第1項第1号に掲げる建築物で安全上、防火上又は衛生上特に重要であるものとして政令で定めるもの（国、都道府県及び建築主事を置く市町村が所有し、又は管理する建築物（以下この項及び第3項において「国等の建築物」という。）を除く。）及び当該政令で定めるもの以外の特定建築物（同号に掲げる建築物その他政令で定める建築物をいう。以下この条において同じ。）で特定行政庁が指定するもの（国等の建築物を除く。）の所有者（所有者と管理者が異なる場合においては、管理者。第3項において同じ。）は、これらの建築物の敷地、構造及び建築設備について、国土交通省令で定めるところにより、定期に、一級建築士若しくは二級建築士又は建築物調査員資格者証の交付を受けている者（次項及び次条第3項において、「建築物調査員」という。）にその状況の調査（これらの建築物の敷地及び構造についての損傷、腐食その他の劣化の状況の点検を含み、これらの建築物の建築設備及び防火戸その他の政令で定める防火設備（以下「建築設備等」という。）についての第3項の検査を除く。）をさせて、その結果を特定行政庁に報告しなければならない。

3 特定建築設備等（昇降機及び特定建築物の昇降機以外の建築設備等をいう。以下この項及び次項において同じ。）で安全上、防火上又は衛生上特に重要であるものとして政令で定めるもの（国等の建築物に設けるものを除く。）及び当該政令で定めるもの以外の特定建築設備等で特定行政庁が指定するもの（国等の建築物に設けるものを除く。）の所有者は、これらの特定建築設備等について、国土交通省令で定めるところにより、定期に、一級建築士若しくは二級建築士又は建築設備等検査員資格者証の交付を受けている者（次項及び第12条の3第2項において「建築設備等検査員」という。）に検査（これらの特定建築設備等についての損傷、腐食その他の劣化の状況の点検を含む。）をさせて、その結果を特定行政庁に報告しなければならない。

第101条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

2 第12条第1項若しくは第3項（これらの規定を第88条第1項又は第3項において準用する場合を含む。）又は第5項（第2号に係る部分に限り、第88条第1項から第3項までにおいて準用する場合を含む。）の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

■建築基準法施行令

(定期報告を要する建築物等)

第16条

- 3 法第12条第3項の政令で定める特定建築設備等は、次に掲げるものとする。
 - 2 防火設備のうち、法第6条第1項第1号に掲げる建築物で第1項各号に掲げるものに設けるもの（常時閉鎖をした状態にあることその他の理由により通常の火災時において避難上著しい支障が生ずるおそれの少ないものとして国土交通大臣が定めるものを除く。）

■建築基準法施行規則

(建築設備等の定期報告)

第6条 法第12条第3項の規定による報告の時期は、建築設備又は防火設備（以下「建築設備等」という。）の種類、用途、構造等に応じて、おおむね6月から1年まで（ただし、国土交通大臣が定める検査の項目については、1年から3年まで）の間隔をおいて特定行政庁が定める時期（次のいずれかに該当する場合には、その直後の時期を除く。）とする。

- 1 法12条第3項の安全上、防火上又は衛生上特に重要であるものとして政令で定める特定建築設備等について、設置者が法第7条第5項（法第87条の4において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）又は法第7条の2第5項（法第87条の4において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定による検査済証の交付を受けた場合
- 2 法12条第3項の規定により、特定行政庁が指定する特定建築設備等について、設置者が法7条第5項又は法7条の2第5項の規定による検査済証（当該指定があつた日以後の設置に係るものに限る。）の交付を受けた場合
- 2 法第12条第3項の規定による検査は、建築設備等の状況について安全上、防火上又は衛生上支障がないことを確認するために十分なものとして行うものとし、当該検査の項目、事項、方法及び結果の判定基準は国土交通大臣の定めるところによるものとする。
- 3 法第12条第3項の規定による報告は、昇降機にあつては別記第36号の4様式による報告書及び別記第36号の5様式による定期検査報告概要書に、建築設備（昇降機を除く。）にあつては別記第36号の6様式による報告書及び別記第36号の7様式による定期検査報告概要書に、防火設備にあつては別記第36号の8様式による報告書及び別記第36号の9様式による定期検査報告概要書に、それぞれ国土交通大臣が定める検査結果表を添えてするものとする。ただし、特定行政庁が規則により別記第36号の4様式、別記第36号の5様式、別記第36号の6様式、別記第36号の7様式、別記第36号の8様式、別記第36号の9様式又は国土交通大臣が定める検査結果表その他の

事項を記載する報告書の様式又は検査結果表を定めた場合にあつては、当該様式による報告書又は当該検査結果表によるものとする。

- 4 法第12条第3項の規定による報告は、前項の報告書及び調査結果表に、特定行政庁が建築設備等の状況を把握するために必要と認めて規則で定める書類を添えて行わなければならない。

(建築物調査員資格者証等の種類)

第6条の5

- 2 法第12条第3項（法第88条第1項において準用する場合を含む。次条において同じ。）に規定する建築設備等検査員資格者証の種類は、建築設備検査員資格者証、防火設備資格者証及び昇降機等検査員資格者証とする。

■告示

平成28年1月21日 国土交通省告示第240号

定期報告を要しない通常の火災時において避難上著しい支障が生ずるおそれの少ない建築物等を定める件

第1 建築基準法施行令（以下「令」という。）第16条第1項に規定する通常の火災時において避難上著しい支障が生ずるおそれの少ない建築物は、次に掲げるもの（避難階以外の階を建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）別表第1（い）欄（1）項から（4）項までに掲げる用途に供しないものを除く。）以外のものとする。

- 1 地階又は3階以上の階を法別表第1（い）欄（1）項に掲げる用途（屋外観覧場を除く。）に供する建築物（地階及び3階以上の階における当該用途に供する部分の床面積の合計がそれぞれ100平方メートル以下のもの（以下「特定規模建築物」という。）を除く。）及び当該用途に供する部分（客席の部分に限る。）の床面積の合計が200平方メートル以上の建築物
- 2 劇場、映画館又は演芸場の用途に供する建築物で、主階が1階にないもの
- 3 地階又は3階以上の階を病院、診療所（患者の収容施設があるものに限る。第3第2号において同じ。）、ホテル又は旅館の用途に供する建築物（特定規模建築物を除く。）及び当該用途に供する2階の部分（病院又は診療所にあつては、その部分に患者の収容施設がある場合に限る。）の床面積の合計が300平方メートル以上の建築物
- 4 地階又は3階以上の階を次項に規定する高齢者、障害者等の就寝の用に供する用途に供する建築物（特定規模建築物を除く。）及び当該用途に供する2階の部分の床面積の合計が300平方メートル以上の建築物

- 5 3階以上の階を法別表第1(イ)欄(3)項に掲げる用途(学校又は学校に附属する体育館その他これに類する用途を除く。)に供する建築物(特定規模建築物を除く。)及び当該用途に供する部分の床面積の合計が2000平方メートル以上の建築物
 - 6 地階又は3階以上の階を法別表第1(イ)欄(4)項に掲げる用途に供する建築物(特定規模建築物を除く。)、当該用途に供する部分の床面積の合計が3000平方メートル以上の建築物及び当該用途に供する2階の部分の床面積の合計が500平方メートル以上の建築物
- 2 高齢者、障害者等の就寝の用に供する用途は、次に掲げるものとする。
- 1 共同住宅及び寄宿舍(サービス付き高齢者向け住宅又は老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の2第6項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第15項に規定する共同生活援助を行う事業の用に供するものに限る。)
 - 2 助産施設、乳児院及び障害児入所施設
 - 3 助産所
 - 4 盲導犬訓練施設
 - 5 救護施設及び更生施設
 - 6 老人短期入所施設その他これに類するもの
 - 7 養護老人ホーム、特別養護老人ホーム及び軽費老人ホーム並びに有料老人ホーム
 - 8 母子保健施設
 - 9 障害支援施設、福祉ホーム及び障害福祉サービス事業(自立訓練又は就労移行支援を行う事業に限る。)の用に供する施設(利用者の就寝の用に供するものに限る。)
- 第3 令第16条第3項第2号に規定する通常の火災時において避難上著しい支障が生ずるおそれの少ない防火設備は、次に掲げる建築物に設ける随時閉鎖又は作動をできるもの(防火ダンパーを除く。)以外のものとする。
- 1 第1第1項各号に掲げる建築物(避難階以外の階を法別表第1(イ)欄(1)項から(4)項までに掲げる用途に供しないものを除く。)
 - 2 病院、診療所又は第1第2項に規定する高齢者、障害者等の就寝の用に供する用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートル以上の建築物

■建築士法

(登録)

- 第23条 一級建築士、二級建築士若しくは木造建築士又はこれらの者を使用する者は、他人の求めに応じ報酬を得て、設計、工事監理、建築工事契約に関する事務、建築工事の指導監督、建築物に関する調査若しくは鑑定又は建築物の建築に関する法令若しくは条例の規定に基づく手続きの代理(木造建築士又は木造建築士を使用する者(木造建築

士のほかに、一級建築士又は二級建築士を使用する者を除く。)にあつては、木造の建築物に関する業務に限る。以下「設計等」という。)を業として行おうとするときは、一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所を定めて、その建築士事務所について、都道府県知事の登録を受けなければならない。

■京都市建築基準法施行細則

(特定建築設備等及び工作物の定期報告)

第29条

- 2 省令第6条第1項及び第6条の2の2第1項の規定により市長が定める時期は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げるところによる。
 - (1) 令第16条第3項第1号に掲げる昇降機及び令第138条第2項第1号に掲げる昇降機 毎年の法第7条第5項又は第7条の2第5項(それぞれ法第87条の4及び第88条第1項において準用する場合を含む。)の規定による検査済証の交付を受けた日が属する月(当該検査済証の交付を受けていないときは、市長が指定する月)の応当月の末日
 - (2) 令第16条第3項第2号に掲げる防火設備 12月25日
 - (3) 前項に掲げる建築設備 12月25日(省令第6条第1項の規定に基づき国土交通大臣が定める検査の項目にあつては、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる時期)
 - ア 当該建築設備の設置後初めて報告する場合 当該建築設備について、法第7条第5項又は第7条の2第5項(それぞれ法第87条の4において準用する場合を含む。)の規定による検査済証の交付を受けた日から起算して4年を経過する日までの期間内の12月25日(当該検査済証の交付の直後の12月25日を除く。)のいずれか
 - イ その他の場合 前回の報告をした日が属する年の12月26日から起算して3年を経過する日までの期間内の12月25日のいずれか
 - (4) 令第138条第2項第2号又は第3号に掲げる遊戯施設 2月末日
- 3 省令第6条第4項の規定により市長が定める書類は、別表第8の左欄に掲げる区分に応じ同表の中欄に掲げる図書その他市長が必要と認める図書とする。
- 4 法第12条第3項(法第88条第1項において準用する場合を含む。)に規定する検査は、同項の規定による報告の日前3月以内に行われたものでなければならない。

附則(平成28年6月1日規則第8号)

(経過措置)

- 4 令第16条第3項第2号に掲げる防火設備に係る省令第6条第1項の規定により市長が定める時期は、第29条第2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時期とする。

- (1) 施行日に現に存するもの 施行日から平成30年12月25日まで
- (2) 施行日から平成29年5月31日までの間に法第7条第5項又は法第7条の2第5項の規定による検査済証の交付を受けたもの 当該検査済証の交付を受けた直後の12月26日から平成30年12月25日まで

別表第8（第29条関係）

区分	図書	明示すべき事項
令第16条第3項第2号に掲げる特定建築設備等	付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
	配置図	(1) 縮尺及び方位 (2) 敷地の境界線 (3) 敷地内における建築物の位置及び用途
	防火設備の位置図	(1) 縮尺及び方位 (2) 各階の間取り及び各室の用途

「完了」に○をしてください。

改善（計画 **完了**）報告書

（建築基準法第12条第5項の規定による報告書）

定期報告書と同じ報告者としてください。また、法人の場合は、その事務所の所在地及び名称並びに代表者氏名を記入してください。

日

京都市長様

建築物、建築設備、防火設備でまとめず、各々で作成してください。

（所有者又は管理者）

住所

氏名

電話

該当する年号に○、報告年を記入してください。

（担当者： 電話番号： ）

次の建築物の平成 **令和**（4）年の定期報告書（建築物・建築設備・防火設備）による報告の際に指摘のあった要是正項目について（改善計画を作成・改善が完了）しましたので、建築基準法「防火設備」及び「改善が完了」に○をしてください。

建物IDを必ず記入してください。

1 報告する建築物について

I	D	〇〇-〇〇〇〇	
名	称	XXXXXXXX XX棟	
所	在	地	京都市XX区〇〇町1234
〇〇年11月20日（受付印の押印日）			

要是正の検査項目を設備ごとに記入してください。

（1枚に収まらない場合は、「別紙参照」と記入し、同じ内容を別紙として添付してください。）

具体的な改善内容を記入してください。

完了年月日を記入してください。

改善項目	改善内容	完了（予定）年月日
防火扉 1(16) 防火扉の閉鎖の状況	自動閉鎖装置の更新及び調整並びに防火扉の下部2mmカットによる接触調整	令和〇〇年〇月〇日
防火シャッター 2(13) 連動機構用予備電源の容量の状況	バッテリーを更新	令和〇〇年〇月〇日

(2) 添付書面（添付したものに☑をしてください）

- 図面（必ず添付が必要です。）
- 写真（完了報告の場合添付してください。）
- その他（

図面と写真を必ず添付してください。定期報告に添付の図面を活用してください。

注1 下線部は記入又は該当する項目に○印を付けてください。

注2 所有者又は管理者が法人の場合は、その事務所の所在地及び名称並びに代表者氏名を記入してください。

※ 事務処理欄			
			入力